

エンドユーザ・ソフトウェアライセンス契約

お客様が本ソフトウェアを利用する場合、このエンドユーザ・ソフトウェアライセンス契約(以下「本契約」という)がお客様と株式会社〇〇〇〇(以下「当社」という)との間の契約の内容として適用されます。お客様は、本契約への同意ボタンをクリックし、または、本ソフトウェアのダウンロード、インストールまたはその他使用または利用(以下「利用」と総称する)をすることにより、本契約の個別の条項を含め、本契約の内容に同意したものとみなされます。

お客様が、従業員・役員等、法人その他の組織(以下「法人」と総称する)に所属する者であって、その法人における職務として本ソフトウェアを利用する場合には、「お客様」とはその法人をも意味します。この場合、お客様は、その法人に代わり本契約に同意したものとします。

お客様が本契約に同意できない場合または同意の権限・能力がない場合、本ソフトウェアの利用を開始することなくまたは直ちに利用を中断し、当社(但し、お客様が本ソフトウェアの注文を当社認定企業(以下「当社認定企業」という)にした場合には当社認定企業)に、本ソフトウェアとその付属物の全てを返却し、支払済みの代金があればその返金を受けて下さい。

本契約は、本ソフトウェアの無償試用にも適用されます。

第1条 ライセンスの許諾

1. 本契約に従い、当社は、お客様に対し、お客様自身の業務のために本ソフトウェアを利用する、非独占的、譲渡不可、再許諾不可かつ制限付きの利用権(以下「ライセンス」という)を許諾します。
2. お客様が本ソフトウェアを利用できる範囲・条件(例:利用可能機器、同時利用可能ユーザ・機器の数・範囲、利用可能期間等)は、お客様からの本ソフトウェアの注文(以下「注文」という)に対し当社または当社認定企業(以下「注文先」という)が承諾した当該注文(以下「承諾済み注文」という)の内容(例:ライセンスタイプ、ライセンス数、ライセンス期間等)の通りとします。
3. 本ソフトウェアの機能上の仕様(以下「機能仕様」という)、および、本ソフトウェアが正常に動作するための、ハードウェア、オペレーティングシステム、他のソフトウェア、通信その他サービス、データ処理量その他の要件・条件(以下「稼働環境」という)は、承諾済み注文の成立時点で当社が公表している内容の通りとします。
4. お客様は、お客様自身の業務処理に必要な限度で、かつ、お客様の監督および責任のもとで、本ソフトウェアを、自己の従業員および業務委託先に、本契約に定める条件で利用させることができるものとします。
5. 本契約により許諾されたライセンスを除き、本ソフトウェアに関する全ての権利は、当社または当社以外の権利者に留保されるものとします。

第2条 ライセンス期間

1. お客様は、承諾済み注文で合意されたライセンス期間(以下「当初ライセンス期間」という)中、本ソフトウェアを利用できるものとします。
2. ライセンス期間は、お客様または当社が、当初ライセンス期間満了日 10 日前までに本契約を更新しない旨を相手方に書面(電子的媒体によるものを含む。以下同じ)で通知しない限り、更に同一の期間、自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。但し、お客様は、各ライセンス期間満了日 10 日前までに当社に書面で通知することにより、次の更新期間の長さを変更できるものとします。
3. 前項に定めるお客様から当社への書面での通知は、お客様が当社 Web サイトまたはアプリケーション上に作成したユーザアカウント(以下「ユーザアカウント」という)を通じ行うものとします。

第3条 ライセンス料

1. お客様は、承諾済み注文で合意されたライセンスの対価(以下「ライセンス料」という)を、承諾済み注文で合意された支払期限・条件に従い支払うものとします。
2. ライセンス料は、ライセンス期間ごとに設定されるものとし、現行ライセンス期間満了後に適用されるライセンス料が増額変更される場合、当社または当社認定企業は、現行ライセンス期間満了日の満了前 20 日前までに、お客様に対し、その旨および内容を書面で通知するものとします。
3. お客様は、前項に定めるライセンス料変更を受入れない場合、前条に従い、現行ライセンス期間満了日 10 日前までに本契約を更新しない旨を通知するものとし、この通知がない場合には、変更後のライセンス料によりライセンス期間が更新されるものとします。

第4条 本ソフトウェアの引き渡し

1. お客様は、注文先が提供するソフトウェアライセンスキー(以下「ライセンスキー」という)を使用し、ユーザアカウントから本ソフトウェアをダウンロードすることができるものとします。

2. 本ソフトウェアの引渡しは、注文先がお客様にライセンスキーを提供し、お客様が本ソフトウェアをダウンロードできるようになった時点で完了したものとします。

第5条 本ソフトウェアの試用

1. 当社がお客様に本ソフトウェアまたはその一部の機能(以下「試用ソフトウェア」という)の無償試用を可能としている場合、お客様は、当社が定める範囲・条件および期間に従い、評価目的でのみ、本ソフトウェアを無償で利用できるものとします。
2. 試用ソフトウェアに関しては如何なる保証もなされないものとします。
3. 前二項の定めを除き、試用ソフトウェアには本契約の条件が準用されるものとします。

第6条 禁止事項および遵守事項

1. お客様は、本契約で明示的に認められている場合および当社が事前に書面で明示的に同意した場合を除き、以下の行為を行わないことを表明および保証し、また、これをしてはならないものとします。
 - (1) 本ソフトウェア(その一部を含む。以下本条において同じ)を本契約で定める範囲・条件以外で利用することおよび第三者に利用させること。
 - (2) 本ソフトウェアを改変もしくは翻案またはその二次著作物を作成すること。
 - (3) 逆アセンブル、逆コンパイル、その他手段の如何を問わず、本ソフトウェアのソースコードを得ようとし、その他リバースエンジニアリングを行うこと。
 - (4) 本ソフトウェアのセキュリティまたは利用制限の手段・機能を、回避、改ざん、無効化または削除し、その他当該手段・機能を損なう行為をすること。
 - (5) 本ソフトウェアの著作権その他権利に関する表示を削除、改変その他損なう行為をすること。
 - (6) 本ソフトウェアを他のソフトウェア(オープンソースソフトウェアを含む)と組み合わせ、その結果、GNU(General Public License)等の条件が適用され本ソフトウェアのソースコードの開示、自由利用等が強制されるようにすること。
 - (7) 前号の他、本ソフトウェアを他のソフトウェアと組合せること。
 - (8) 本ソフトウェアの機能を利用して、お客様が権利を有しないコンテンツまたはウイルスその他の有害なソフトウェアもしくはデータをアップロードその他送信すること。
 - (9) 本ソフトウェアを、各国の輸出管理または経済・貿易制裁もしくは制限に関連するものを含め(但し、これに限らない)、適用ある各国の法令または行政機関もしくは司法機関の命令(以下「輸出管理および経済貿易制裁関連法令」という)に違反して他の国、地域または者に輸出または再輸出し、その他違反行為を行うこと。
 - (10) その他、本契約で明示的に許諾された範囲・条件以外で利用すること。
2. お客様は、本ソフトウェアの不正利用その他本ソフトウェアに関係するセキュリティ上の問題が生じた場合、直ちにその内容を当社に通知するものとし、また、当社がこれに対応するためお客様の協力を要請した場合には、これに応じるものとします。
3. お客様は、本ソフトウェアの利用に際し利用するお客様のデータであって、お客様がそのバックアップが必要と判断するものについて、お客様の責任と費用でバックアップするものとします。

第7条 監査

1. 当社が、本ソフトウェアにライセンス条件の管理・遵守監視のための自動化ツールをインストールする場合、お客様は、これを許可し、また、これを無効化しその他その機能を損なう行為をしてはならないものとします。
2. お客様は、本ソフトウェアが本契約を遵守して利用されるよう、自己の従業員・役員および業務委託先を監督し、また、本ソフトウェアのライセンス条件と実際の利用状況との適合・不適合に関する記録を作成し、ライセンス期間中およびその後1年間保存するものとします。
3. 当社は、必要と判断した場合には、いつでも、お客様に対し本契約の遵守状況に関する情報(第2項の記録を含む)の提供を要請できるものとし、お客様は、この要請に7日以内に応じるものとします。
4. 前項に定める要請の他、当社または当社が委託する第三者は、必要と判断した場合には、いつでも、当社の費用負担で、合理的な予告期間を置いて書面で通知し、お客様による本契約遵守状況の確認のみを目的として、お客様の施設において、その通常の業務時間内に、本契約の遵守状況(第2項の記録および本ソフトウェアが利用されているシステムの状況を含む)を調査および監査できるものとします。当社は、当該監査において知ったお客様の情報を第11条に定める秘密情報として扱うものとします。
5. 前項の監査の結果、ライセンス料の5%を超える過少払いが判明した場合、お客様は、当該過少払いの金額および合理的範囲内の監査費用を、当社からの請求後30日以内に支払うものとします。なお、お客様がこれらの支払いをする場合でも、当社は、本契約に従い本契約を解除する権利その他本契約上の権利を放棄するものでないものとします。

第8条 アップデート、テクニカルサポートおよび保守サポート契約

1. お客様は、ライセンス期間中に、当社が本ソフトウェアの顧客に無償で提供する、本ソフトウェアの改訂、機能強化、修正、アップデート、パッチまたは新規リリース(これらの改訂等とこれらを行うことを以下「アップデート」という)を、本契約に従い利用できるものとします。アップデートは、本ソフトウェアとして本契約の適用を受けるものとします。
2. お客様は、当社が事前に書面で明示的に同意した場合を除き、アップデートが自動的に行われるかお客様の行為により行われるか否かを問わず、アップデートに同意し速やかにこれを受け入れるものとします。
3. 本ソフトウェアの機能、利用方法もしくは既知の問題とその対応方法・修正モジュール等に関するオンライン情報提供または電話もしくはオンラインによる技術支援等(以下「テクニカルサポート」という)がライセンス料に含まれている場合またはお客様が別途その料金を支払った場合、当社は、お客様に当該テクニカルサポートを、注文先がお客様に事前通知したまたは当社が公表した内容・条件で提供するものとします。
4. お客様は、テクニカルサポート以外の本ソフトウェアに関するサービス(オンサイト保守サポート等)の契約を当社または当社認定企業との間で締結した場合には、その契約に従い当該サービスを受けることができるものとします。

第9条 本ソフトウェアの不具合に関する責任

1. 当社は、本ソフトウェアにエラーがないこと、稼働に中断がないこと、不具合が全てもしくは即時に解決されること、または不具合の解決のためアップデートを行うことを保証せず、その他、本ソフトウェアの不具合に関し、前条に定める以外の如何なる責任も負わないものとします。
2. 前項にかかわらず、お客様は、ライセンス期間中、本ソフトウェアが、稼働環境のもとで機能仕様に適合して正常に作動しない場合、本契約を中途解除し、本ソフトウェアの以後の利用を中止し、その時点でのライセンス期間の残存期間分のライセンス料の支払いを免れ、または、既に支払い済みの場合には注文先からその返還を受けることができるものとします。
3. 本ソフトウェアの不具合に関する当社の責任は、全て本条に定める通りとし、当社は他の如何なる責任も負わないものとします。

第10条 知的財産権の侵害に対する責任

1. 本ソフトウェアが第三者の日本国内における特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密に関する権利その他知的財産権(以下総称して「知的財産権」という)を侵害するとして、第三者がお客様に対し使用差止、損害賠償等の請求(訴訟を含む。以下「侵害請求」という)をした場合には、当社は、その費用負担で侵害請求に対して防御し、また、当該第三者に対し最終的に認められた損害賠償金または和解金額を支払うものとします。但し、この防御および支払は、お客様が遅滞なく当社に侵害請求につき書面で通知すること、お客様が必要かつ合理的範囲内の情報と援助を当社に提供すること、並びにお客様が当該防御および和解について実質的な参加の機会および全ての実質的決定権限を当社に与えることを条件とします。
2. 当社は、侵害請求に関し必要と判断した場合には、当社の費用負担で、お客様のために、本ソフトウェアの継続使用権を確保するか、または、侵害回避のため本ソフトウェアを修補するものとします。但し、これらの措置が合理的に見てとり得ない場合、当社は、本契約を解除し、以後のライセンス期間に対するお客様のライセンス料についてその支払義務を免除または既に支払済みであればこれを返還するものとします。お客様は、これらの修補または解除に応じるものとします。
3. 当社は、以下のいずれかに起因する侵害請求については何らの責任も負わないものとします。
 - (1) 本ソフトウェアの、他のソフトウェアとの組み合わせ、改変、または稼働環境外での利用
 - (2) お客様がアップデートに応じずまたはアップデートを行わなかったこと
 - (3) お客様が前項の修補または解除に応じなかったこと
 - (4) その他、本契約に違反する本ソフトウェアの利用
4. 本ソフトウェアの権利に関する当社の責任は、全て本条に定める通りとし、当社は他の如何なる責任も負わないものとします。

第11条 秘密保持および資料等の返還

1. お客様および当社は、本契約の履行上知り得た相手方の技術上または営業上その他業務上の情報(以下「秘密情報」という)を、相手方の事前同意がない限り、本契約の履行のためにのみ使用し、かつ、第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) それを知った時点で、既に適法に知得していたかもしくは公知となっていた情報、またはその後、自己の責めによらず公知となった情報
 - (2) 相手方の秘密情報によらず独自に開発または作成した情報
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
2. 前項に定める義務は、書面で別段の合意をした場合を除き、各秘密情報を知った時から3年間存続するものとします。

3. お客様および当社は、相手方に、秘密情報を、書面その他の有体物を提供することにより開示する場合には、当該有体物の上に秘密情報である旨を表示するものとし、口頭、その他有体物の提供以外の形態で開示する場合には、開示前または開示の際に適切な方法で当該情報が秘密情報である旨を相手方に明示するものとし、
4. お客様および当社は、相手方から開示を受けた秘密情報の使用目的を達成した場合、秘密情報の使用の必要性が失われた場合または相手方からの要求があった場合には、速やかに当該秘密情報を含む資料、物品等、およびそれらの複製物について、相手方の指示に従い返還、削除・消去その他の措置をとるものとし、

第 12 条 解除および期限の利益喪失

1. お客様または当社は、相手方が次の各号の一に該当した場合、何ら催告をすることなく、直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、
 - (1) 本契約に違反し、かつ、当該違反状態が相手方からの書面での通知後 10 日以内に是正されない場合
 - (2) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けた場合
 - (3) 手形または小切手が不渡りとなった場合、支払停止があった場合または支払不能状態となった場合
 - (4) 差押え、仮差押えまたは競売の申立てがあった場合
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立てがあった場合
 - (7) 解散の決議があった場合
 - (8) その他信用状態が著しく悪化または本契約を継続し難い事由が発生した場合
2. お客様または当社は、自己が前項各号の一に該当した場合、相手方からの通知催告がなくても当然かつ直ちに相手方に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに相手方に弁済しなければならないものとし、
3. お客様が当社認定企業に本ソフトウェアを注文し、その注文により成立したお客様と当社認定企業間の契約が終了または解除された場合には、本契約も同時に終了または解除されたものとし、
4. 本契約が終了または解除された場合、お客様は、直ちに、本ソフトウェアの利用を中止し、本ソフトウェアを、その全ての複製を含め消去するものとし、

第 13 条 反社会的勢力の排除

1. お客様および当社は、相手方に対し、自己、自己の役員その他自己の経営に実質的に関与している者または代理人が、現在および将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約するものとし、
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という)であること
 - (2) 反社会的勢力が実質的に経営を支配またはこれに関与していること
 - (3) 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって不当に反社会的勢力を利用していること
 - (4) 反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜を供与する等、反社会的勢力の維持、運営に協力または関与していること
 - (5) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ本契約を締結するものであること
 - (6) 前各号の他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあること
2. お客様および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとし、
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動を行いまたは暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. お客様および当社は、相手方が本条第 1 項または前項に違反した場合には、何ら催告をすることなく、直ちに本契約を解除できるものとし、
4. お客様および当社は、前項により本契約を解除した場合、これにより相手方または第三者に生じた損害について何らの責任も負わないものとし、

第 14 条 損害賠償

1. お客様は、本契約の履行に関し、当社の責めに帰すべき事由により損害を蒙った場合、当社に対しその損害の賠償を請求することができるものとし、但し、この請求は、債務不履行(契約不適合責任を含む)、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、その損害発生から 1 年間が経過した後は行うことができないものとし、
2. 前項により当社が損害賠償義務を負う場合、賠償すべき損害は、前項に定める請求原因を問わず、当社の責めに帰すべき事由によって通常生ずべき損害に限り、かつ、当該損害発生の直近 6 カ月分のライセンス料の額を限度

とします。当社は、如何なる場合も、特別の事情によって生じた損害、逸失利益、費用削減効果の喪失またはデータもしくは使用利益の喪失から生じた損害については責任を負わないものとします。

3. 前項は、当社の故意または重大な過失により生じた損害については適用しないものとします。

第 15 条 一般条項

1. お客様および当社は、各国の輸出管理または経済・貿易制裁若しくは制限に関連するものを含め(但し、これに限らない)、適用ある各国の法令または行政機関若しくは司法機関の命令を遵守するものとします。
2. お客様および当社は、自己が合理的に管理できない事由により生じた義務の履行遅延と不履行については、その責を免れるものとします。
3. お客様および当社は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約に基づく権利または義務を他に譲渡または担保に供してはならないものとします。
4. 本契約は、本契約で規定する事項に関するお客様と当社間の合意の全てを規定したものとし、両者の書面による合意のない限り、他の如何なる契約条件にも優先するものとします。
5. 本契約の条件と承諾済み注文の間に矛盾・抵触がある場合、その矛盾・抵触がある範囲において本契約の条件が優先するものとします。
6. お客様と当社間に本契約の解釈その他につき疑義または紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとします。
7. 本契約に関するお客様と当社間の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。